

環境拠点機能について

平成 27 年度に策定した沼津市新中間処理施設整備基本計画では、新中間処理施設は、地域活動の拠点となるような市民に広く開かれた施設とし、「Ⅰ．環境教育の場」、「Ⅱ．地域活動の場」としての機能を有することにより、市民が集い学べる機能を有した環境市民活動の拠点となる施設を目指すこととしており、その内容について、追加及び訂正等について検討を行うものとします。

1. 環境拠点機能に関する検討

1. 環境拠点機能の目的

- I. 環境教育の場： 見学コースを一巡りすることで、ごみを活かしてエネルギーとして利用する仕組みが体験でき、また、様々な展示や体験型の学習装置などにより、飽きることなく本市のごみ処理について全般的に学習できる場として整備を行います。
- Ⅱ. 地域活動の場： 市民に開放された施設とするとともに、隣接する新屋内温水プール及び現焼却場跡地エリアとの連携を検討します。

2. 施設整備について

2-1. 環境教育の場

本施設において展示スペースや見学コース等を整備します。

環境教育の場イメージ（エントランス）



(出典：豊中市伊丹市クリーンランド)

環境教育の場イメージ（研修室）



(出典：サンライズクリーンセンター)

2-2. 地域活動の場

市民や施設周辺住民のコミュニティ活動を促すよう、施設内の研修室等を開放するとともに、隣接地へ将来整備する新屋内温水プール等との連携を図ります。また、地震等の災害時に市民が一時的に避難するための場所としての活用を検討します。